

第5章 広陵町の文化芸術推進の具体的施策

1 文化芸術推進の大綱別施策

広陵町の文化芸術推進の基本理念と基本原則に基づき、文化芸術推進施策のそれぞれの大綱別の方向は以下のように整理されます。この基本方向及び施策は、令和2年（2020年）2月からの12回にわたる「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」における審議、各方面への聞き取り調査、町民参加のグループインタビューや先進地視察等に基づき導き出したものです。

【主体及び時期について】

■文化芸術推進施策の担い手（主体）

それぞれの施策の方向の主な担い手として次の3者を想定しましたが、これは担い手を限定するものではありません。多様な主体が参加・参画・協働することが望まれます。

[区分]

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 民 | 町民：町民が中心に進めるもの（個人、文化芸術団体、事業者を含む。） |
| 協 | 協働：町民と町行政が対等な立場で相互に補完及び連携・協力して進めるもの |
| 町 | 広陵町：町行政が中心に進めるもの |

◎：主たる担い手（主導者）

○：協力・連携して分担する

△：担い手となって参加する

■文化芸術推進施策の実施・実現時期

それぞれの施策の実施・実現時期を示しましたが、これは目安として、社会状況の変化により柔軟に対応する必要があります。ただし、進捗の評価を行い、施策の推進状況を常にモニタリングし、改善していく必要があります。

[区分]

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 短 | 短期：早期（おおむね2年以内）に実施・実現すべきもの |
| 中 | 中期：おおむね3年～5年の間に実施・実現すべきもの |
| 長 | 長期：おおむね6年～10年程度あるいはそれ以上の期間に実施・実現すべきもの |

なお、以下の具体的事業について、文化芸術の主体はあくまで町民であることから、多くを「・・・しよう」等の呼びかけの表現としています。

(1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる

(基本方向)

生活の質の向上を図り、生きがいを形にし、まちづくりや地域課題の解決への道筋を考える上でも、生涯にわたって学び続けることが大切です。また、文化芸術は、人々の感性や共感力・創造力を養い、自分自身の内面を表現し、他者との相互理解を促し、多様なものの見方を教えてくれ、人間が人間らしく生きるための基盤となるものです。学び、表現し、コミュニケーションを通して、人びとがつながり、より高いステージに昇ることができます。

そのためにも、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等を含む全ての町民がその人の必要に応じて身近に多様な文化芸術と出会い、親しみ、楽しみ、創造する（参加する）機会・環境を整備し、時間的・場所的制約にかかわらず、気軽に参加できる体験型事業等の開催、学校や施設・地域等へ出向いて文化芸術を届ける文化の出前やアウトリーチ活動の充実、文化芸術の企画運営能力を高めるための研修など、文化芸術環境の整備に努めていきます。

また、文化芸術活動においても、相互交流が知識や技の習得、感性を磨くことに効果的であり、そのためには、人びとが集い交流できる場・施設が重要です。文化芸術、生涯学習においては、“つながる”ことで輪が広がっていきます。

① 文化芸術に出会う機会をつくる

文化芸術は、ものの新しい見方やより深いとらえ方、他者とのコミュニケーションのかたちを教えてください。誰もが時間的・場所的制約にかかわらず文化芸術に出会い、参加することを基本的権利として保障していきます。

【具体的事業】

- ・舞台芸術、展覧会など文化芸術の鑑賞の機会をつくろう。
- ・文化に出会う機会を広げよう(文化の出前、アウトリーチ活動など)。
- ・町民の文化活動の発表(舞台、展覧会など)を観に行こう。
- ・まちをアートな空間にしよう(街中でのアートの展示、アートイベントなど)。
- ・子ども、障がい者、高齢者、外国籍の人等、全ての人が文化に出会う機会をつくろう。
- ・誰もが気軽に文化芸術を自ら体験できる機会をつくろう。
- ・Webを活用し、情報提供の充実や、時間的、場所的制約に関わらず文化芸術に出会う機会をつくろう。

民	協	町	時
	◎	○	短
	◎		短
◎			短
	◎		中
	◎		短
◎		○	短
	◎		中

② 文化芸術活動に参加する

表現、創作、練習・稽古、学習、批評、企画運営（プロデュース）、そしてそれらを鑑賞したり、応援することも文化芸術活動です。文化芸術活動は非常に幅が広く、参加の方法も多様・多彩で、誰もがそれぞれに応じたかたちで関わることができ、活動に参加することによって、文化芸術は自分たちのものとなります。「参加」を幅広くとらえるとともに、全ての町民に開

かれていることが望めます。

【具体的事業】

- ・文化団体・サークルに加入し、文化芸術活動に参加しよう。
- ・舞台芸術、展覧会など文化芸術の公演を観に行こう、聴きに行こう。
- ・発表の場をつくろう(ホール以外にもあらゆる場所を舞台に)。
- ・広陵町を舞台とした芸術作品をつくろう。

民	協	町	時
◎			短
◎			短
◎		○	短
	◎		長

③ 文化芸術をプロデュース（企画運営）する、文化芸術活動を支える

文化芸術イベントをプロデュース(企画運営)したり、いろいろなジャンルの活動を組み合わせる、文化をまちづくりに活かす、町民や団体がつながる機会を仕掛ける。あるいは、教育、福祉、医療等の分野にも文化芸術の視点を持ち込む。こうしたことを町民が中心となってプロデュースすることが重要です。

文化芸術は表現する者と鑑賞する者の関係だけで成り立つものではありません。これらの間をつなぎ、理解を促進していくことも大切ですし、文化芸術に関心を持つ人々を増やす努力も必要です。文化芸術を支えるという形での参加も大切な要素です。

【具体的事業】

- ・文化芸術を自分たちでプロデュースしよう(企画から上演・展示まで)。
- ・文化芸術をプロデュースする組織を応援しよう(文化芸術の中間支援組織をつくり、支援する)。
- ・文化芸術プロデューサー、キュレーター(学芸員)を育てよう。
- ・文化芸術を楽しむ組織をつくろう。

民	協	町	時
◎			中
◎		○	中
	◎		中
◎			中

④ 文化芸術団体の連携強化

文化協会、公民館育成クラブをはじめとする文化芸術団体・サークルは、文化芸術仲間が集まり、創造や相互に研鑽し合う場となり、また、町民が文化芸術とふれあう機会をつくるなど大きな役割を果たしています。文化芸術団体が相互にも連携・協力し合うことでより成果をあげることが期待されます。

【具体的事業】

- ・文化芸術関係団体が活動・事業、課題、今後行いたいこと等について語り合う協議会をつくろう。
- ・ジャンルを超えて団体が連携して、新たな創造を志向しよう。
- ・団体が協働して、発表の場をつくろう。

民	協	町	時
◎	○		中
◎			中
◎			中

⑤ 子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等の文化芸術活動の充実

平成30年(2018年)施行の『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)』の基本理念の一つである「地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる

住みよい地域社会の実現に寄与すること。」に基づき、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等で、文化芸術活動に参加する条件が整っているとは言えない人びとに対して、参加環境を整えるとともに(表現方法の多様化を可能にする、ユニバーサルデザインに基づく施設整備等)、文化芸術を通して全ての町民とつながり、社会的な参加が可能となるよう、鑑賞機会、創造、学びの機会・場の拡充に取り組みます。

【具体的事業】

- ・学校等で、文化芸術の鑑賞や体験、創造の機会をつくれます。
- ・子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等が参加(表現、創造、鑑賞など)できる文化芸術のかたちを検討しよう。
- ・公共文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進します。

民	協	町	時
		◎	短
	◎		中
		◎	中

⑥ 生涯学習及び(中央)公民館の役割の明確化と内容の充実

生涯学習は、生活の質の向上を図り、生きがいを形にし、まちづくりや地域課題の解決への道筋を考える上でも重要な役割を持っています。教室・講座においても、要求課題だけではなく、地域社会における課題すなわち“必要課題”についても学ぶ機会を設けるなど、住民に役立つ学習とすることがあります。

生涯学習の核である(中央)公民館は、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関・福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点となります。また、誰もが学習に参加できる場、まちづくり、地域コミュニティの活性化の拠点として安心して暮らせる地域社会づくりに貢献していく必要があります。

今後は、個人の学びからネットワーク形成に、学習の成果を社会に「還元する＝役立つ」流れをつくることが重要です。また、活動に参加しない(できない)人たちにも役立つ場として意味を持たせ、「頼りになる」拠点施設としていくことも重要です。活動の成果を地域に還元する生涯学習の推進によって、「社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)」に取り組む場、みんなのための「学習権」をみんなで保障し合うための拠点ともなるものです。

【具体的事業】

- ・広陵町の生涯学習の理念に基づく公民館運営の基本方針を町民の参画で策定しよう。
- ・生涯学習の教室や講座において、要求課題だけでなく社会的な必要課題にも積極的に取り組み、課題解決力を高めます。
- ・公民館を、生涯学習だけでなく、地域の自治活動、まちづくり活動の拠点にしよう。

民	協	町	時
	◎		短
○		◎	中
	◎		中

【生涯学習・文化芸術活動に係る成果指標】

成果指標	現在(2021 年)	2027 年	2032 年
町民が主体的に創造・発表する文化芸術イベントの開催数	0回	5回	10回
町民参加型の取り組みによってつながりが生まれた取り組みやグループの数	2	5	10
まちの必要課題に関する講座の受講者数	0人	50人	100人
まちの必要課題に関する講座を受講し、課題の認識が深まった(自覚できた)人の割合	0%	50%	75%

(2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）

(基本方向)

文化芸術は、子どもや若者（おおむね中学生から 20 歳代半ばまで）にとって豊かな心や感性、共感力、創造性やコミュニケーション能力を育むための基礎となるものです。また、幼い頃から文化芸術に触れ、鑑賞し、参加することは、人生の奥深さを垣間見せてくれるものとして、生き方についての示唆や支えを与えてくれます。

こうしたことから、全ての子どもについては、まずは本物の文化芸術に触れることから始まり、それらを身体で感じ、自分でやってみて、何かを創り出す糸口を提供することが大切です。このため、子どもが、さまざまな機会を通して文化芸術に触れる環境をつくっていきます。

若者に対しては、若者がさまざまな形で主役を演じられるような機会や場を仕掛けて、自然に自主的な文化芸術活動を行える環境をつくり、将来的には、広陵町に限らずアートシーンの担い手として育つことを期待します。また、若者にとって、文化芸術に触れることは、他者との出会いの機会となります。他者との対話を通して自分自身を磨き上げていくことができます。自主的な活動を通してこそ自分自身を発見していくこととなります。

① 子どもが文化芸術に触れる機会をつくる

子どもの時から文化芸術に触れておくと、成長してから感受性や共感力が豊かになると言われています。なかでも、小・中学校、幼稚園、こども園及び保育園（以下「学校等」といいます。）は、子どもたちの学習・保育の場であるとともに、最初に文化芸術に触れる機会ともなります。多様な文化芸術や伝統文化に触れる機会を充実させるため、学校等と町の連携のもと、アーティストや町内の文化団体の指導者等によるアウトリーチ活動や体験型事業の充実に努めていきます。

【具体的事業】

- ・学校等で、文化芸術の鑑賞や体験、創造の機会をつくります。（再掲）
- ・0歳からの幼児が文化芸術に触れる機会を提供します（幼児健診等の機

民	協	町	時
		◎	短
		◎	中

会の活用(アートスタート事業、ブックスタート事業など)。 ・学校等に対するアウトリーチ活動、情報交流を推進します。 ・学校教育における文化芸術の出前授業、クラブ活動に対する地域の文化芸術団体による支援を推進します。 ・学校等で子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出したりアーティスト等と学校をつないだりするコーディネーターを育成します。		◎ ◎ ◎		短 短 中
---	--	-------------	--	-------------

② 体験型学習の機会の提供

子どもにとって文化芸術の受け身の鑑賞だけでは興味や理解が進まないことがあります。可能なら、楽器を演奏したり、劇を演じたり、絵を描いたり粘土で塑像を作ってみたりする体験が文化芸術の楽しさを自覚させ、創造への意欲を引き出します。さまざまな機会を通して、プロフェッショナルなアーティスト、学校等の教諭や保育士、町内の文化芸術団体のリーダー等との協働による体験型学習の機会を提供していきます。

【具体的事業】	民	協	町	時
・学校等での、体験型学習を推進します。		◎	◎	短
・小・中学校での体験型文化芸術ワークショップの実施を進めます。		◎	◎	短

③ 若者の文化芸術活動（練習、発表）の場を提供する

若者(おおむね中学生から20歳代半ばまで)は、学校のクラブ活動やサークル活動に参加していなければ、個人で文化芸術活動(練習、発表)を行う場や機会、そして他の人との交流が行える機会が限定されています。

こうしたことから、若者が気軽に文化芸術活動を行えたり、交流のできる場を設けることが求められます。この場の運営やその発表に関しても若者に自主的、自律的に運営し、活動できるようサポートする姿勢が必要です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・若者が気軽に利用できる文化芸術活動の場を用意します。		◎	○	中
・若者の自主的なアートイベントを応援します。	○		◎	中
・若者向けの音楽やダンス等ができる空間を用意します。	◎		○	中

【子ども・若者の文化芸術の充実に係る成果指標】

成果指標	現在(2021年)	2027年	2032年
0歳からの幼児に対するアートスタート事業の実施状況	0回	4回	6回
小・中学校での文化芸術鑑賞及び体験型学習機会の数(年間)	7回	12回	14回
文化芸術活動の場における若者への支援・後援数	0	5	10

（３）生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）

（基本方向）

公共文化施設は、文化芸術活動、生涯学習の場として大きな役割を担っています。広陵町においても、中央公民館（かぐや姫ホール）、グリーンパレス、図書館、はしお元気村等があり、文化芸術活動、生涯学習活動、各種イベント、教室・講座、会議等で活用されています。また地区公民館や集会所は地域コミュニティ活動の場として利用されています。

このような場は、文化芸術活動等だけでなく、普段から町民が集い交流できる場所であることも大切です。顔と顔を合わせて会話ができ、情報交換や学習研究にも役立つことが求められており、こうした過程を通して町民同士のつながり・ネットワークが深まっています。

特に中央公民館は、生涯学習・社会教育機関としての重要な役割があり、地域社会のプラットフォームとして、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関・福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、文化芸術活動を行ったり、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点です。また、誰もが学習に参加できる場、まちづくり、地域コミュニティの活性化の拠点として安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

学びからネットワーク形成に、学習の成果を社会に「還元する＝役立つ」流れをつくることが重要です。また、活動に参加しない（できない）人たちにも役立つ場として意味を持たせ、「頼りになる」場所・施設としていくことも重要です。活動の成果を地域に還元する生涯学習の推進によって、「社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）」に取り組む場、みんなのための「学習権」をみんなで保障し合うための拠点ともなるものです。（再掲）

この意味からも、公民館は単なる活動場所の提供にとどまらず、積極的に学習プランを提示し、実施していく責務が求められます。

しかしながら、施設によっては設置から年月が経過し、バリアフリー対応の不備、施設・設備の劣化や現在の法令に合致しない部分も存在しており、これらへの対応が迫られています。

施設の建設、維持管理には多大な費用が必要となることもあり、必要な機能や規模など町民のニーズや財政状況等を多角的に勘案した上で、更新等の計画に取り組む必要があります。最も大切なことは、施設で町民が何をするか、できるかです。今後は、生涯学習及び文化芸術推進の理念に基づいた活動を展開するために必要な施設であることが求められます。

また、今後の施設の整備はもちろん、管理・運営に当たっては、広陵町自治基本条例（令和３年５月広陵町条例第１号）の理念に基づき、町民参画・協働を視野に入れて進めていく必要があります。さらに、適正な使用料負担や利用方法についても議論していく必要もあります。

① 公共文化施設等を活用する

公共文化施設は、(1)、(2)を実現させる拠点であるとともに、町民の文化芸術活動の場として、その能力を最大限発揮できるよう、町民・文化芸術団体・行政が協働して効果的に活用していきます。図書館は町民の情報拠点としてだけでなく、まちづくり課題や起業等について学ぶ場となる必要があります。公民館は生涯にわたる学習の場として有効に機能する必要があります。また、他の公共施設や民間施設の利活用についても検討していきます。

【具体的事業】	民	協	町	時
・既存の公共文化施設等をもっと使おう。	◎			短
・多様な場・施設の有効活用(複合利用、多面的利用)を進めます。			◎	短
・子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等、文化芸術を必要とする人をつなぐ場づくりを進めます。		◎	◎	中
・公共文化施設で文化芸術の仕組みを学ぼう(舞台、照明、音響、企画等)。	△		◎	中
・公共文化施設をネットワークしよう(相互の有効活用、官民の施設の連携、町外の施設の相互利用など)。			◎	中
・町民参加で、文化施設に人を呼び込みます。	○	◎	○	中
・公共文化施設のバリアフリー化を推進します(再掲)。			◎	中
・公共文化施設へ行きやすくします(高齢者、障がい者、自動車を利用しない人等への対応)。			◎	中
・地区公民館や地区集会所の新たな位置づけ及び活用法を地域住民とともに考えていきます。		◎		中
・若者向けの音楽やダンス等ができる空間を用意します(再掲)。	◎		○	中

② 公共文化施設の町民の文化芸術活動の場の整備と活用

公共文化施設は、町民の文化芸術活動の場として有効に活用されています。中央公民館では、育成クラブ参加団体が活発な活動を行っています。このような場があることで、活動の継続性が担保され、新たな参加希望者も問合せや見学等を気軽にできるようにします。町内の公共文化施設は、既存の団体、新たに活動を始めたい個人や団体を含めて、使いやすい、開かれた施設である必要があります。

【具体的事業】	民	協	町	時
・公共文化施設が使いやすいか点検し、改善します。		◎	◎	短
・公共文化施設が、公平に利用できるよう運用ルールを見直します。	△		◎	短
・公共文化施設の利用情報を共有し、効率的に利用できるようにします。	○		◎	中

③ 公共文化施設の管理運営方法の再検討

公共文化施設は、現在は町の直営あるいは指定管理者制度を導入して管理運営が行われています。文化芸術活動の主体は町民であることから、公共文化施設の管理運営に町民あるいは町民による文化芸術活動団体が何らかの形で関わっていくことも求められます。将来的には町民

の団体が何らかの形で管理運営を担うなど、行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

【具体的事業】	民	協	町	時
・町民は、公民館運営に運営委員として関わろう。	◎		○	短
・公共文化施設の管理運営方法を町民と考えていきます。		◎	◎	中
・施設のスタッフを支えるボランティアとして管理運営に参加しよう。	△	◎	○	中

④ 公共文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

町民の高齢化が進み、また障がい者や子育て中の保護者、介護当事者等が増える中、公共文化施設は誰もが自由に障壁なく利用できるように施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を進めます。身体的な障壁をなくすことだけでなく、心のバリアフリー化も促進することが大切です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・公共文化施設のユニバーサルデザイン化を推進しよう(再掲)。			◎	中
・誰もが使いやすい文化施設にしよう(ユニバーサルデザイン化)。	○		◎	中
・利用者、管理者に対し、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等が気兼ねなく利用できる施設とするための学習会を実施します。	△		◎	短

⑤ 中央公民館のあり方

中央公民館は、館主催の生涯学習に係る教室・講座等を数多く実施しています。また、育成クラブ参加団体をはじめとして多くの団体、個人の学習活動や文化芸術活動に活用されています。

今後、中央公民館は、町の生涯学習・文化芸術の拠点としての役割を持つとともに、地区公民館・集会所等の施設のネットワークのハブ機能も持つ必要があります。その意味で、普段から町民が集い交流できる場所、すなわち、地域社会の交流拠点（地域のプラットフォーム）となることが期待されます。また、町民が地域社会の課題について、学び、解決に取り組むことを支援する機関、誰も取り残さない学習の場であることも期待されます。これらの意味からも、中央公民館は単なる活動場所の提供にとどまらず、積極的に学習プランを提示し、また、アウトリーチ活動を実施していく責務が求められます。（一部再掲）

さらに、中央公民館を自分たちのものとするために、町民がさまざまな形で主体的に参加できる機会を設ける等、自治基本条例に基づく、参加・参画・協働型の運営を進めていく必要があります。町民が意見を言える場として公民館運営審議会を活性化します。

【具体的事業】	民	協	町	時
・地域のプラットフォームとしての新たな公民館像を作り上げます。		◎	◎	短
・町民及び町職員が生涯学習の理念を学習する機会を設けます。	△		◎	短

・地域課題に関する学習など、社会へ目を向けた講座等を開発するとともに、新たな団体が生まれる活動を支援します。			◎	中
・文化芸術活動を地域に展開するアウトリーチ活動の拠点とします。	○		◎	短
・これまで公民館を核に活動してきた団体・個人の文化芸術活動がステージアップできるよう支援します。		◎		中
・これまで、あまり公民館を使ってこなかった、使えなかった人びとが使ってもらえるよう、学習やイベント等に工夫を凝らします。	○		◎	短
・生涯学習活動団体、文化芸術活動団体が、自ら情報発信することを支援します。	○		◎	短
・生涯学習、文化芸術活動をプロデュースする人材を育成します。	○		◎	中
・町民が中央公民館の運営（音響、照明、舞台等の作業を含む。）に参加・参画できる仕組みを導入します。	○		◎	中
・広陵町公民館条例（昭和 45 年 4 月広陵町条例第 6 号）第 5 条及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 29 条の規定により設置された広陵町公民館運営審議会を活性化します。	△		◎	短

⑥ 図書館のあり方

図書館は、地域の情報拠点であるだけでなく、さまざまな課題に対して、それを学ぶ機会を全ての人に保障し、人びとの自立と自律した判断を涵養する、民主主義の砦です。「真理がわれらを自由にする」という確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」と国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）の前文にあります。

また、図書館は、町民だれもが本を読みながらゆったりと自分を省みることができる「市民に取ってのもうひとつのリビングルーム（菅谷明子『未来をつくる図書館』より）」でもあります。図書館にやって来て、本だけでなく、音楽や絵画、さまざまなイベントなどを通して、自分自身の感性を自由に養うことのできる場でもあります。また、ビジネスを立ち上げたい人、町政について知りたい人、芸術を学びたい人、海外でボランティア活動をしたい人など幅広いニーズに応じていく役割も持っています。さらに、「あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。」（ユネスコ公共図書館宣言（1994 年））とあるように、他の公共文化施設と連携して、文化の多様性に光を当てることもできます。

また、数多くの社会課題や生活課題等の解決を行うための資料を所蔵しており、これらの資料を活用した学習会等も期待されます。

広陵町の図書館は、来館者、貸出点数も多く、また、図書に関する多様なイベント等や読み聞かせ等、町民有志による団体の活動も展開されており、広く町民に親しまれています。今後は、さらなる活用と幅広い役割を念頭に置きながら公共図書館の理念に基づきその役割を果たしていきます。

【具体的事業】

・図書やその他のメディアを広く町民が活用できるように提供します。	民	協	町	時
			◎	短

・ブックスタート事業など、子どもの頃から本に親しむ環境をつくります。	○		◎	短
・図書館を「使った」さまざまな読書活動、文化芸術活動が生まれるよう支援します。	○	○	◎	短
・図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項に基づく図書館協議会を設置し、多様なニーズを把握するとともに、ユネスコ公共図書館宣言(1994年)、図書館の自由に関する宣言(1954年採択、1979年改訂)等に基づく運営を図ります。	△		◎	短

【生涯学習・文化芸術活動の拠点に係る成果指標】

成果指標	現在(2021年)	2027年	2032年
公共文化施設を利用する町民の数(のべ/年)	45,000人	50,000人	55,000人
中央公民館の新規使用団体数	7	9	11
図書館講座やイベント等の満足度 (「満足」と回答した割合)	90% (42.8%)	92% (55%)	95% (70%)

(4) 文化をまちづくりに活かす(自然、歴史、町並み、景観等)

(基本方向)

自然や歴史資源、豊かな田園風景や古くからの町並み景観、近代の産業資源、さらには広陵町特産の農作物等の食文化等、広陵町固有の文化的資源・遺産は、まちづくりを進めていく上で町の魅力を高めていきます。

文化芸術と産業も密接な関係があり、たとえば靴下のような地場産業は、経済的に地域を支えてきただけでなく、デザインを重視する産業として全国を対象に展開してきました。商品の企画やデザイン、包装、PR等にも文化性芸術性が色濃く反映しています。このような文化芸術を基盤とする産業の振興も、まちづくりの重要な部分です。

また、広陵町は古墳群や社寺建築、仏像等非常に豊かな歴史・文化財を有しています。これらをさらに調査・研究し、保存だけではなく周知・活用して教育や観光等まちづくりに活かしていくことが、文化財保全にもつながります。

まちづくりの大きな領域に、医療や福祉、教育があります。特に医療・福祉分野に文化芸術固有の力(コミュニケーション力や表現力など)を活かして、それぞれの分野での困り事の解消の一役を担うことが期待できます。誰もが安心して安全に暮らせる町としていくために、誰も取り残さない町としていくためにも、文化芸術の果たす役割は大きいといえます。

① まちづくりに自然・歴史・文化を活かす

まちの風景や町並み、歴史資産の集積は、長い時間をかけて人びとがストックしてきた文化そのものです。美しい景観は住民の誇りで、アイデンティティの拠り所ともなります。これら

の良質な自然・歴史ストックは、未来の住民のものでもあり、可能な限り生活の中で保全していく必要があります。美しいまち、歴史資産の豊かなまちは、住む人にも訪れる人にも魅力あるまちとなります。

【具体的事業】

- ・広陵町らしい風景・景観を守り、育てよう。
- ・文化芸術のまちづくりを、みんなですすめよう。
- ・まちの文化を活かした町並みを考えよう(官民のロードサイド施設等)。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めよう。
- ・住み続けたい魅力的なまちをつくろう。
- ・新たな地域ブランドを編集し（ストーリー化して）、発信しよう。

民	協	町	時
	◎		長
	◎		中
	◎		長
	◎		長
	◎		長
	◎		長

② 自然環境の保全

広陵町には豊かな自然が多く残っています。自然環境は、人の営みが創り出し、保ってきたものでもあります。これら自然環境は地域の魅力を高める資源であるとともに、住民の心を癒すものであることから、積極的に保全・再生を図る必要があります。また、歴史資産と組み合わせ、観光資源としても有効活用が図れます。

【具体的事業】

- ・豊かな自然を保全・再生・活用しよう。
- ・自然環境保全活動に携わる団体を支援し、活動に参加しよう。
- ・自然環境保全のための仕組み(制度)を作ります。

民	協	町	時
	◎		中
◎			中
		◎	長

③ 文化財等の保存と活用

文化財は、地域の歴史を凝縮したものや無形文化財として人びとの根となる行いとして、現代人の精神的礎です。また、文化財や伝統行事・芸能等の地域資源を理解し継承していくことは、地域への愛着を涵養し、観光資源ともなるものです。ただ、伝統行事・芸能は後継者が不足し、継承に懸念があります。幅広い参加を求めて、多様な媒体を活用して情報を発信しつつ、後世に保存・継承していくことが大切です。

【具体的事業】

- ・歴史資源の重要性を認識し、再生・保全に努め、保存・継承と活用、情報共有・発信、啓発を推進します。
- ・無形文化財(地域の伝統芸能や行事)を学校等で学ぶ機会を設けます。
- ・地域の伝統芸能や行事などを多様なメディアで記録を残していこう。
- ・歴史資源を周知活用するとともに、常時展示できるような場を設けます。
- ・文化財情報に係る情報を、Web を用いて広めます。

民	協	町	時
		◎	中
△		◎	中
	◎		長
		◎	長
	○	◎	中

④ 福祉、医療、教育、観光、産業等との連携

まちづくりの大きな分野である福祉、医療、教育、観光、産業分野に文化芸術固有の力（コミュニケーション力や表現力など）を活かして、それぞれの分野での課題解決やイノベーションに役立つことが期待できます。文化芸術施策や活動団体は、まちづくりの幅広い分野で文化芸術が必要とされる各分野が相互に情報共有や連携・協力やアウトリーチ活動を行う必要があります。

【具体的事業】	民	協	町	時
・病院等の医療現場で、文化芸術で患者・医療関係者を癒す活動をしよう。	◎		◎	中
・福祉や医療、教育等の現場で文化芸術活動を通して生活の質の向上(課題解決)に取り組もう。	◎		◎	中
・医療施設、福祉施設等、文化芸術へのアクセス(移動手段)に制約のある場へ、文化芸術を届けるアウトリーチ活動に取り組もう。	◎		◎	中

【文化をまちづくりに活かすに係る成果指標】

成果指標	現在(2021 年)	2027 年	2032 年
文化財に関する講座・イベント等への参加者数	0	50	100
文化財の案内件数(文化財ガイド)	5	20	50
HP 等を通じて Web 上で鑑賞可能な文化財に関するコンテンツ提供数	5	20	40
福祉、医療、教育、産業等との連携団体数	5	10	20
福祉、医療現場をはじめとする場所へのアウトリーチ活動数	1	10	20

(5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）

(基本方向)

広陵町の文化芸術活動は主として広陵町民により担われ、支えられます。若い人から高齢者まで、幅広い参加により活動は活性化しますが、ともすれば活動への参加者の高齢化が進み、世代間の継承に問題がないとは言えません。また、未だ文化芸術活動に参加する人は限られています。加えて、参加意向を持ちながら諸事情で参加が困難な人も多いと考えられます。こうした潜在的な参加者を顕在化させ、多種多様な手段・手法を駆使して参加を実現していく必要があります。また、そういういわばプロデュース機能を担う人材の開発も必要です。これまで文化芸術とあまり縁のなかった人び

とに参加を働きかけ、すそ野を広げることによって、文化芸術の幅を広げるとともに質を高め、活性化します。

また、文化芸術活動を企画し運営するためのマネジメント機能、文化芸術と地域や学校・福祉・医療施設等あるいは町民とを結ぶコーディネーター機能、さらには、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等に文化芸術との接点をつくり、享受・創造に参加できる機会を創出する機能等、多面的な人材が必要です。外部人材の活用、町内部での育成も検討し、このような文化芸術を支える担い手が育ち、活躍できる土壌の整備に努める必要があります。

また、本計画に盛り込まれた施策、指標等は、定期的にその進捗状況を、町民や文化団体との協働により点検・評価していく必要があります。

さらに、広陵町の文化芸術施策の推進を確かなものにしていくために、今後（仮称）広陵町文化芸術推進条例を制定するとともに施策の進行管理を担う（仮称）広陵町文化芸術推進審議会を設置するなど、総合的・長期的視野に立った自治事務として位置付けていく必要があります。

① 文化芸術活動の担い手をつくる

文化芸術活動を地域に根付かせ、多彩な展開を図るためには、町民の中から担い手（個人、団体）が生まれてくるのが大切です。担い手を育てるためには指導者や専門家の養成なども必要です。また、将来の担い手としての子どもたちが文化芸術に親しみ、参加する機会を用意し、心豊かに成長できる環境づくりも必要です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・文化芸術活動の担い手を育てる取り組みを進めます。	△	◎	◎	長
・民間で自主的自立的に行われている文化芸術活動を支援し、連携・協働して事業展開の可能性を追求します。	◎	◎	○	中
・子ども、若者が文化芸術に触れる機会をつくります(再掲)。			◎	短
・子どもたちに伝統芸能・民俗行事を伝承していこう。	◎		◎	長
・文化団体は担い手を積極的に育てよう。	◎			短
・公民館で、人材を育てる仕組みを構築します。	△		◎	中

② 文化芸術を育てるしくみづくり

文化芸術を育てるしくみづくりが必要です。町は、町民の文化芸術活動を支援するための施策を推進します。また、文化芸術活動の主体は町民であることから、町民自らが自主的・主体的に文化芸術活動を行い、相互に支援し支え合うことが大切です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・文化芸術活動推進への公募型補助金等のしくみをつくります。			◎	中
・公民館を文化芸術活動の場として有効に活用できるようにします。			◎	短
・広陵町の中で文化芸術に貢献した人を誉め讃えよう。	△	◎	△	中

- ・文化について学ぶ機会をつくろう(ワークショップ、講座への参加など)。
- ・文化を見る目を養おう(互いに活動を評価しよう)。
- ・プロフェッショナルをめざす人材を応援しよう(奨学金、応援等)。

△	◎	○	中
◎			中
	◎		中

③ 文化芸術活動のプロデューサーを育てる

文化芸術活動を企画し運営するためのマネジメント機能、文化芸術と地域や学校・福祉医療施設等あるいは町民とを結び参加や理解を促進したりアートとの出会いを仕掛けたり、さらには、高齢者や障がい者、困難を抱えた人びとに文化芸術との接点をつくり、享受・創造に参加できる機会を創出する人材など、多面的な人材育成が必要です。

これらは一定の専門性が必要であり、外部人材を適切に導入することから始め、将来的にはそのような人材を町全体で育てることも検討します。このような文化芸術を支える担い手が育ち、活躍できる土壌の整備に務めます。このため、まずは文化行政担当者、公民館職員等の育成のため、各種研修機会等への積極的な参加と独自のアートマネジメント研修会等を開催し、プロデューサー人材の育成に取り組みます。

【具体的事業】

- ・学校等、福祉、医療の現場へ文化芸術を届けたり、適切な活動を企画・提案したりするコーディネーターを育成し、派遣します。
- ・文化芸術・生涯学習のプロデューサー・コーディネーターが活動できる環境・場づくりを進めよう。
- ・町全体で、生涯学習・文化芸術プロデューサーを育てよう。
- ・広陵町においてアートマネジメント研修会等を開催します。

民	協	町	時
	◎	◎	中
	◎		長
	◎		長
		◎	中

④ 文化芸術活動に関する情報の共有と発信

町は、文化芸術活動に関する情報を集約し、誰でも何時でも手に入れることができる仕組みを構築します。また、活動団体は自分たちの活動内容等を自ら発信し、町民に伝えることができる仕組みを構築します。

【具体的事業】

- ・文化芸術情報発信機能を充実させよう(さまざまなツールの利活用)。
- ・民間で、文化情報を集約する拠点をつくろう。
- ・図書館や公民館、博物館相当の施設を活用して、町や文化芸術に関する情報をストックし、発信しよう。
- ・広陵町らしさを、適切なメディアを通じて発信しよう。

民	協	町	時
	◎		中
◎			中
		◎	短
	◎		中

⑤ さまざまな連携

文化芸術活動を推進するためには、さまざまな分野の主体（団体、個人、施設、アーティスト、プロデューサー）と行政が連携して取り組むことが効果的です。そこで、関係者が交流し

たり情報交換できるプラットフォームやネットワークの構築を進めます。

【具体的事業】

- ・文化芸術活動団体どうしの連携を図る。
- ・文化芸術に関して、大学、高校、小・中学校、幼稚園、子ども園、保育園等との連携を図り、相互支援や共同事業に取り組もう。
- ・文化芸術を推進するネットワークを構築しよう。

民	協	町	時
◎			短
	◎	◎	中
◎			中

⑥ 文化芸術活動における協働

町民と行政が対等な関係性を保ち、協力・連携しながら適切な役割分担のもとに、文化芸術の効果を最大限に活かすという共通の目標に向かって施策を進めていきます。また、活動において利用する施設や場等の管理運営において、行政との協働のかたちで深く関わっていくことが必要となることがあります。

【具体的事業】

- ・町民は、公民館運営に運営委員として関わろう。
- ・担い手が減りつつある伝統文化の継承者育成を支援します。
- ・文化芸術推進施策に町民も参画し、支援しよう。

民	協	町	時
◎		○	短
	◎		長
◎			短

⑦ 行政の役割

広陵町の文化芸術推進に当たって行政の役割には、

- 1) 文化芸術活動が活性化するよう制度、環境や条件を整備すること。
- 2) 文化芸術活動の担い手に資金や場、情報等を提供するなどの支援を行うこと。
- 3) 文化芸術のプロデュース機能を果たすこと。

などがありますが、それらの基礎に、自治事務としての文化行政の基盤として、(仮称)広陵町文化芸術推進条例を制定し、文化芸術推進基本計画の位置付けを明確にする必要があります。そして、施策の進行管理を担う(仮称)広陵町文化芸術推進審議会を設置するなど、総合的・長期的視野に立った自治事務として推進していく必要があります。さらに、社会教育施設である中央公民館、図書館に関しては、町民も参加する広陵町公民館運営審議会(既設置)の活性化を図るとともに、図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく図書館協議会を設置し、幅広く町民等の意見を聴きながら運営を進めていく必要があります。文化芸術推進及び生涯学習については、広陵町自治基本条例にも明確な記述があります(第6章 第19条、20条)。

なお、本計画は、文化芸術基本法第7条の2にある「地方文化芸術推進基本計画」に相当します。加えて、上記「(仮称)広陵町文化芸術推進審議会」は、同法第37条の、「条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」に準拠するものです。

また、町が実施するさまざまな事業に、広く文化芸術の視点を取り入れるようにします。

【参考】文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）

（地方文化芸術推進基本計画）

第 7 条の 2 都道府県及び市（中略）町村の教育委員会（中略）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（中略）にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第 37 条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（略）

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第 37 条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

【具体的事業】

	民	協	町	時
・文化芸術活動が活性化するよう環境や条件を整備します。			◎	中
・(仮称)広陵町文化芸術推進条例の制定を検討します。		○	◎	短
・上記条例に基づき、(仮称)広陵町文化芸術推進審議会を設置します。		○	◎	中
・広陵町公民館条例第 5 条及び社会教育法第 29 条の規定により置かれた広陵町公民館運営審議会を活性化します。	△		◎	短
・図書館法第 14 条第 1 項に基づく図書館協議会を設置し、多様なニーズを把握するとともに、ユネスコ公共図書館宣言(1994 年)、図書館の自由に関する宣言(1954 年採択、1979 年改訂)等に基づく運営を図ります。	△		◎	短
・文化芸術活動の担い手に資金や場、情報等を提供するなどの支援を行います。			◎	中
・文化芸術のプロデュース機能を担う団体等を支援します。			◎	中
・町が実施するさまざまな事業に、広く文化芸術の視点を取り入れます。			◎	中

【文化芸術が育つしくみに係る成果指標】

成果指標	現在(2021 年)	2027 年	2032 年
文化芸術活動の紹介に関する Web コンテンツ	0	10	20
文化芸術の担い手を育てる取り組み数	1	5	10
文化芸術における協働事業の数	1	5	10
町民(団体)がプロデュースした文化芸術イベント数	2	5	10
文化芸術を推進するネットワークへの参加団体数	58	65	70

（６）文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進

（基本方向）

社会的に孤立しがちな、他者とのコミュニケーションに困難を抱えている人たちの持つ課題に対して、文化芸術の持つ表現力、共感力、想像力、コミュニケーション力などの機能を活かし、社会包摂を進めていきます。

また、地域社会で合意形成を図る際にも、対立を和らげ相互理解を促進するために文化芸術が人びとを近づけ共通する舞台を提供している事例もあります。文化芸術を一つのツールとして壁をブレイクスルーすることも試みます。

インターネット媒体をはじめ、コミュニケーション手段が豊富にある反面、地域コミュニティをはじめ、コミュニケーションが取りにくくなっている状況があります。このような中で、文化芸術は、人と人をつなげてコミュニティを形成し、新たな居場所やコミュニケーションの場となることが期待されます。

これまで表現することのできなかった人の表現の場、共感や創造力を高めるための場や機会づくりをすすめ、社会包摂機能としての文化芸術の取り組みを推進します。

【具体的事業】	民	協	町	時
・困難を抱える人等のニーズを把握し、適切な対応がはかれるよう調査・政策立案・提案を行える人材を育成します。		◎	◎	中
・孤立しがちな子ども・若者を巻き込むアートアクション※6を開催し、居場所づくり、コミュニケーション能力の開発、多様な表現による自己アイデンティティの確立などを試みます。		◎	◎	中
・生涯学習の教室や講座において、要求課題だけでなく社会的な必要課題にも積極的に取り組み、課題解決力を高めます(再掲)。	○		◎	中
・広陵町が直面するまちづくり課題において、文化芸術のスキルを活かした参加型イベントやワークショップ実施を検討します。		◎	◎	長

注 ※6 芸術(アート)を使ったワークショップなどを通して心豊かな生き方を追求するきっかけを作ること。

【文化芸術による社会的課題解決への取り組みに係る成果指標】

成果指標	現在(2022 年)	2027 年	2032 年
子ども・若者に対するアートアクションの数	0	5	10
子ども・若者に対するアートアクションによって、心豊かな生き方や居場所が見いだされた数	0	10	20
まちの必要課題解決のために、アートを活用した取り組み数	0	4	6

【参考】 文化芸術推進基本計画（第Ⅰ期）

平成 30 年（2018 年）3 月 6 日に閣議決定された、『文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—（第 1 期）』の目標 3 に、「心豊かで多様性のある社会あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。」が掲げられ、「文化芸術による社会包摂の意義」として、「文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれている。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。こうしたことから、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。同時に、我が国の文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承、発展及び創造するため、各地域の歴史や信仰等に根ざした文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められている。」とあります。

このように、文化芸術活動の社会的包摂機能について、前面に押し出しています。さらに、「子供から高齢者まで、障害者や在留外国人など」が文化芸術活動に参加し、成果を享受できることが示されています。これらを言い換えれば、社会的課題について、文化芸術の面から解決への取り組みが可能であり、試みられる必要があることを意味していると考えられます。文化芸術が社会的役割を担い社会に働きかけることを行っていく必要があります。

2 文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

広陵町の文化芸術推進のために、優先的に取り組む事業を次のとおり重点項目として掲げ、町民・団体、事業者、行政の三者がそれぞれ主体となって協働して取り組むよう努めます。

文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

- ① 次世代を担う子どもたちが優れた文化芸術に触れ、感受性や創造力及び人間力を育くむことができるようにする。
- ② 小中学校における文化芸術活動（鑑賞、体験、創造）に対する支援を行う。
- ③ 町民及び町職員が生涯学習の理念を学ぶことができる機会を設ける。
- ④ 公民館がだれもが利用する地域のプラットフォームとなるようみんなで考える。
- ⑤ 公民館、学校、福祉施設、アーティスト・文化芸術団体等をつないだり、文化芸術を通した社会的課題について問題提起したりする文化コーディネーターを育成するとともに、活躍できる環境を整える。
- ⑥ （仮称）広陵町文化芸術推進条例の制定を検討する。